

告示

埼玉県告示第四百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域（平成二十九年埼玉県告示第四百五十二号）のうち、次の区域の一部の指定を解除する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域及び指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
流川13	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。